

令和6年度 養子縁組民間あっせん機関 第三者評価結果報告書

1. 調査概要

(1)民間あっせん機関名

名称	一般社団法人ペアホープ	所在地	東京都	都道府県許可番号	30福保子育第2762号
----	-------------	-----	-----	----------	--------------

(2)第三者評価実施機関名

名称	合同会社フェアリンク	所在地	東京都	指定番号	0102-09
----	------------	-----	-----	------	---------

(3)実施状況

(4)担当評価者

①評価契約日(開始日)	令和6年9月11日		東京都福祉サービス第三者評価 評価者養成講習・修了者番号	養子縁組民間あっせん機関責任者研修・修了年度
②事前説明実施日	令和6年9月11日			
③職員自己評価※提出日(個別)	令和6年9月30日	①評価責任者	H0201050	令和元～5年度
④同(リーダー層合議用)	令和6年10月15日	②担当評価者	H0801018	-
⑤自己評価集計結果報告日	令和6年10月28日	③担当評価者	H1701015	-
⑥訪問調査日	令和6年11月1日	※3名とも東京都福祉サービス第三者評価における社会的養護関係施設評価者養成研修修了者		
⑦評価結果報告書提出日(受領日)	令和7年3月31日			

※職員の自己評価は、養子縁組のあっせん事業に携わる職員全員による個別の自己評価と、リーダー層の職員の合議による自己評価を併行して実施。インターネット経由で回収した個別の自己評価の集計結果を評価機関が報告書にまとめて受審機関に提出した。

(5)総評

①受審機関の概況
当機関は、キリスト教主義に基づき、「すべての子どもが愛ある家庭で育つことができる社会の実現」を目指して、2014年4月より第2種社会福祉事業を開始した。「すべての社会的養護下にある子どもに家庭を提供する夫婦が増えるために、社会意識の変革を促す」ことを目標に掲げている。妊娠葛藤相談や養子縁組をソーシャルワークとして確立するための実践モデルを構築を目指し、社会福祉士や心理職の他、助産師・保健師・栄養士等の専門職(嘱託を含む)を擁して、特別養子縁組のあっせん事業を行っている他、妊娠葛藤相談及び関連事業の立ち上げや運営のコンサルティング等の事業を関係機関との連携のもとで全国展開している。また、代表理事をはじめ法人理事による関連団体や教育・医療機関等での講演や各種審査会の検討委員・アドバイザー等の受託の他、必要に応じて政策提言を行うなど、社会的活動にも積極的に参画している。過去3年間(2021～2023年度)の特別養子縁組の成立件数は合計で104件となっている。その中には、子どもの年齢や障害等により、全国各地の児童相談所等の他機関からあっせんが難しいケースとして相談を受け、当機関が案件を引き取った事例も含まれており、理念に沿った事業が展開されている。
②特によいと思われる点
◇多職種の職員集団による相談援助体制を整えるとともに、職員の専門性の向上に組織的に取り組んでいる ・ケースワーカーは社会福祉士や心理職の他、助産師・保健師・栄養士等の専門職(嘱託を含む)で構成しており、その業務を事務スタッフやバックアップする体制を整えている。昨年度は2名の相談員、今年度も2名の事務員を採用し、人員体制の増強を図っている。新規職員に対しては、育成のためのプログラムに沿った体系的な指導が行われ、その進捗状況を全体の職員会議で共有している。また、次世代を担うケースワーカーを育成するプロジェクトをベテラン職員が中心となって動かしており、外部の視察や研修、学会、調査研究等に新人が積極的に参加している。その他、発表形式の内部研修を職員が業務に関連するテーマを自分で決め、先行研究や各種の統計データ、文献等を基にプレゼン資料を作成して、他の職員の前で発表する形式の内部研修を1～2か月に1回程度行っている。
◇養子縁組後の養親家庭及び児童に対する支援に力を入れている 毎年、養子の誕生月に養親から養育の状況について報告を受け、社会福祉士や助産師・保健師、心理職等の相談員がそれぞれの専門分野から必要に応じて助言や情報提供等を行っている。障害のある養子が居住地の移転にともなって継続的に療育サービスを受けられるよう、養親に対して相談員が行政手続きに関する助言を行ったことでシームレスな支援が実現した事例もあった。そうした支援を養子が16歳になるまで継続している。また、養育に関わる生活・病気、真実告知など多岐にわたる研修やワークショップが行われ、個別の相談会も実施されている。その他、LINEグループを形成しての情報提供や育児支援プログラムの実施に加えて、養親の実子に対する心理職のアセスメントや養親の祖父母に対する研修などの先駆的な取り組みが行われている。
◇職員が対等な立場で意見交換を行いながら、相互に気づきや学びを共有する関係性を重視している 法人代表者である養子縁組あっせん責任者は、法定の研修の他、関連分野の複数の研究会の会合等に参加して、最新の法制度に関する情報収集に努めている。また、ケースワークを担当する職員全員が国の実施する養子縁組あっせん機関職員研修や全国のフォスタリング機関研修等に参加できるよう、予定を調整している。そうした研修の参加を通じて職員が学びを深めるとともに、全国の関係機関と積極的に情報交換や交流の機会を持ち、顔見知りの関係を広げておくことが、あっせん業務における貴重な資源になることを見通した取り組みとなっている。法人代表者を含む3人の理事が安定した管理指導職層を形成し、組織を牽引する体制を整えている点は当機関の強みの一つとなっている。
③特に改善が望まれる点
◆業務方法書の見直しの時期や方法を明示するとともに、内容の変更があった場合は、遅滞なく行政の所管部署に届け出を行うことが望まれる 昨年度末の職員全体ミーティングで、業務方法書の見直しについて検討が行われ、一部が更新された。実際の業務は、業務方法書及びより詳細な業務マニュアルに基づいて行われている。当機関は、今年度の重点課題の一つとして、蓄積されたノウハウを見える化し伝承することを掲げている。業務方法書の見直しに関して、業務マニュアルとの整合性等の観点から、職員全体ミーティング等において定期的に見直すことをルール化するとともに、見直しの時期や方法を業務方法書に明示することが期待される。また、法令に基づき、業務方法書の内容の変更があった場合は、遅滞なく行政の所管部署に届け出を行うことが望まれる。

2. 評価項目ごとの評価・講評

■評価ランク

a	評価項目の事項が適切に実施されている→事業における取り組みが十分な水準である状態
b	評価項目の事項が実施されているが、十分ではない→「a」に向けた改善の余地がある状態
c	評価項目の事項が実施されていない、または確認できない→「b」以上の取り組みとなることが期待される状態

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
1	I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	養親希望者向けのパンフレットがあり、法人のホームページから専用フォームで資料請求をすると入手することができる。A4カラー刷り8ページのパンフレットには、最初のページに法人が大切にしていることを一般的でわかりやすい言葉で記している他、キリスト教主義に基づく福祉事業所であることを記載している。2ページめ以降は、当機関のあっせんを受けて子どもを迎え入れた養親の言葉や感想を中心にイラストも交えて柔らかい印象の紙面を構成している。管理上の観点から、印刷日や版数を刷り込むとさらによいと思われる。その他、各種のSNSを活用した情報発信にも力を入れており、パンフレットにアクセス用のQRコードを刷り込んでいる。	法人のホームページのトップページに法人のビジョンと基本方針を明示したページに遷移するボタンを設けている。7つの基本方針が簡潔に記されており、日々の取り組みを通じて浸透が図られている職員はともかく、初めて特別養子縁組に関する制度にアクセスした養親希望者等にとっては、ややわかりにくい印象がある。今後、ホームページを閲覧した関係者の声を定期的に集約しながら、継続的な改善を図ることが望まれる。
	☐ 基本方針が、文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。				
	☐ 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。				
	☐ 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。				
2	I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	事業計画は法人の理事による会議で策定しているが、その議事録は閲覧不可とのことで確認できなかった。事業の多くは行政からの助成金で運営されているため、事業計画は基本的に年度単位で作成されている。年度における重点課題について、それぞれ主担当の職員を複数決めており、事務スタッフを含む職員全員が参加して組織運営上の課題等を検討する定例会議（ビジネスミーティング）において、取り組みの状況等を一つ一つ確認している。	訪問調査で「事業計画書」として提示された文書は、①事業の目的、②法人概要、③あっせん事業におけるケースワークのフロー図、④事業を進めるうえでの重点課題とその解決に向けた取り組みの概要、⑤5年間の委託数の推移、⑥今年度の事業目標、⑦予算概要が各1ページで構成されている。そのうち、計画に該当する内容は⑦の予算のみとなっている。また、上記④と⑥の間の関連もわかりにくい。④については、単年度で解決できるものは少なく、それらの中長期的な視点を含めて具体的な計画に展開していくことが望まれる。
	☐ 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。				
	☐ 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。				
	☐ 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。				
3	I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	計画された養親希望者や養親に対する研修の実施後に回収した受講者アンケートの集計結果や個別の意見、要望等を踏まえ、さらなる改善に向けた検討などが行われている。	
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。				
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。				
	☐ 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。				
4	I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・前記のビジネスミーティングの会議録をその都度作成し、所定のファイルに綴じて保管しており、会議に欠席した職員を含め、検討・決定事項等について全体への周知を図っている。 ・養親に対するアフターフォローの一環として実施する研修等の実施計画はその都度個別に、またはSNSや定期発行される法人の通信等を通じてアナウンスされている。	・前述の「事業計画書」のうち、生みの親及び養親希望者に内容が周知されているのは主に①～③までで、特に生みの親に対しては、妊娠葛藤相談からつながるケースが多い中で、事業計画について資料を用いて説明することは基本的に行っていない。
	☐ 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。				
	☐ 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知（配布、説明等）されている。				
	☐ 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、マニュアルの作成等を通じて職員が迅速かつ適切に対応できる体制を整えるとともに、関係機関との連絡・協力体制の構築を図り、事故防止を目指すリスクマネジメントの取り組みに力を入れている。2020年1月に改訂された事故対応マニュアルには、事故防止に向けた計画の立案、実行、評価、改善のサイクルで取り組みを推進することを明確に謳っている。当該マニュアルにおいて事故の扱いにはなっていないが、関係者から寄せられた苦情等についても、実際にはリスク情報と同様のサイクルで組織的な対応が取られている。	今後はリスクマネジメントの範囲を拡大し、不審者の侵入やインターネットを介した不正アクセス、法令違反、職員間あるいは関係者からのハラスメント、内部通報等に関して、さらなる対策の強化を図ることが望まれる。
	☐ 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。				
	☐ 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。				
	☐ 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。				
6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・第三者評価の受審は3年前に続いて今回が2回目となる。前段で実施する職員の自己評価の結果及び第三者評価の結果を定例の全体会議で職員間で共有し、課題等の解決に向けて検討する仕組みを整えている。 ・課題だけでなく、当機関の強みに関しても認識の共有化を図るとともに、中長期的な時間軸で解決を図る必要のある課題については、適切な計画期間を設定して、取り組みを進めていくことが期待される。	
	☐ 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。				
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。				
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・当機関の養子縁組あっせん責任者は、法人代表者として組織目標の実現に向けた課題を明確にし、職員集団を束ねながら率先して取り組みを推進している。関係機関との接点も多く、職員と直接的なコンタクトを取る時間が限られることから、モバイル機器による通信の活用等により、職員からの報告や相談への対応にタイムラグが生じないように努めている。 ・法人の代表者を含む3人の理事が安定した管理指導職層を形成し、組織を牽引する体制を整えている点は当機関の強みの一つとなっている。	
	☐ 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。				
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。				
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。				
8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	養子縁組あっせん責任者は、法定の研修の他、関連分野の複数の研究会の会合等に参加して、最新の法制度に関する情報収集に努めている。また、ケースワークを担当する職員全員が国の実施する養子縁組あっせん機関職員研修や全国のフォスターリング機関研修等に参加できるよう、予定を調整している。そうした研修の参加を通じて職員が学びを深めるとともに、全国の関係機関と積極的に情報交換や交流の機会を持ち、顔見知りの関係を広げておくことが、あっせん業務における貴重な資源になることを見通した取り組みとなっている。	
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。				
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項				
	☐ 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。				
9	II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・養子縁組あっせん責任者は、計画的にケースワーカーの仕事に同行、同席し、ケースワークの実際の場面を確認して、職員に対する個別のフィードバックを行っている。また、全体のケース会議等の機会に問題提起を行い、職員同士の議論等を通じて、ケースワークのスキルアップに取り組んでいる。 ・今年度の事業計画において、業務方法書の継続的な見直しや課題の一つに上がっており、あっせん責任者がその担当者となっている。また、ケースワークの質の向上を目的として、養親及び生みの親に対するアンケート調査の実施を計画しており、担当の職員を中心に調査の項目や方法の検討を進めている。	
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。				
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。				
	☐ 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。				
	☐ 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
10	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・ケースワーカーは社会福祉士や心理職の他、助産師・保健師・栄養士等の専門職(嘱託を含む)で構成しており、その業務を事務スタッフがバックアップする体制を整えている。キリスト教主義に基づく事業を展開しており、職員の新規採用の際は、そのことを伝えている。現在の職員は全員が入職前からのクリスチャンとなっている。 ・昨年度は2名の相談員、今年度も2名の事務員を採用し、人員体制の増強を図っている。新規職員に対しては、育成のためのプログラムに沿った体系的な指導が行われ、その進捗状況を全体の職員会議で共有している。また、次世代を担うケースワーカーを育成するプロジェクトをベテラン職員が中心となって動かし、外部の視察や研修、学会、調査研究等に新人が積極的に参加している。 ・発表形式の内部研修を1～2か月に1回程度行っている。職員が業務に関連するテーマを自分で決め、先行研究や各種の統計データ、文献等を基にプレゼン資料を作成して、他の職員の前で発表している。新任職員にとっては知見を深めるとともにプレゼン能力を鍛える場となっている。	
	☐ 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。				
	☐ 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。				
	☐ 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。				
	☐ 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。				
11	Ⅱ-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・職員全員が参加する年2回のビジネスミーティングにおいて、職員間の意見交換を通じた合意形成を図っている。3人の理事は法人の意思決定機関である社員総会のメンバーであり、ビジネスミーティングに職員の立場で参加している。職層や世代間のギャップが生じないよう、風通しの良い組織運営に注力している。 ・今年度より、法人の理事が交代で隔月に職員との個別の面談を行い、それぞれの状況や要望等の把握に努めている。3人の理事は職種や専門分野がそれぞれ異なるため、いろいろな角度から幅広く職員の意向等を把握して、問題点の洗い出しや個別の育成方針の検討などにつなげている。 ・今年度より、ケースワークにおける特殊ケースについての定期的な勉強会を開始した。問題解決の方法について意見を交換する中で、担当する職員の不安や悩みの軽減に努めている。	
	☐ 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。				
	☐ 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。				
	☐ 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。				
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。				
12	Ⅱ-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・4名の事務スタッフを置き、そのうち2名を経理担当としている。理事のうち1名は事務スタッフを兼務しており、日常的な相互チェック体制を整えている。 ・経費の抑制に努め、特に管理費(事務費)については相当の圧縮を図っている。	寄付金については国の指針に基づいた運用と会計処理がなされているが、昨年度の決算で見ると経常収益の3%に相当する金額であることから、経理規程に寄付金の取り扱いを定めるなど、適正な管理体制を整えることが望まれる。
	☐ 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項				
	☐ 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。				
	☐ 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。				
	☐ 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)				
	☐ 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)				
	☐ 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
13	Ⅱ-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	養親登録・委託費用等の内訳を項目ごとに細かく規定した書面を作成し、養親希望者からの求めに応じて個別に提供している。	
	☐ 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項				
	☐ 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。				
	☐ 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。 ☐ 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)				
14	Ⅱ-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・養親登録・費用費用があたかも子どもの値段であるかのような捉え方をされることを避けるという理由で、金額についてはホームページ等では公表していない。ただし、個別に問い合わせを受け、状況を確認したうえでメール等で料金表を送っている。 ・養親希望者に対する審査が途中で中止になった場合に、その理由を養親希望者には明かさないこと、また、それまでに要した費用を請求する場合があること、さらに、待機登録期間を最長2年間としており、その間に委託がなかった場合も、既に発生した費用については請求することなどを書面に明示して、契約前に養親希望者に提示している。	・運営法人(一般社団法人)の定款において理事会の規定はないものの、事業の公益性を鑑み、役員として理事の他に監事を置き、法人の業務や理事の職務の執行状況、財産の状況等の監査を行わせることも検討に値すると思われる。
	☐ 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項				
	☐ あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項				
	☐ 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項				
15	Ⅱ-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・特別養子縁組における支援の流れをフローチャートに沿って説明した文書を生みの親用と養親希望者用に分けて作成し、委託前もしくは委託時に提示している。その中で、各関係機関の役割等についても明示されている。 ・生みの親に対しては、子どもを自ら育てる決断をした場合の選択肢を示し、それぞれにおいてどのような社会資源や制度が活用できるかを説明した文書を最初の相談時に提示している。 ・職員が全国のアドスターリング機関研修等の参加を通じて収集した各都道府県における社会資源に関する情報をクラウド上保存している。職員は事務所の外からであってもインターネットを介してデータにアクセスし、いつでも活用できる状態にある。	
	☐ 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。				
	☐ 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。				
	☐ 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項				
16	Ⅱ-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・特別養子縁組における当機関の支援の流れの中で、児童相談所等の関係機関とどのように連携していくかをフローチャートに沿って説明した文書を子どもが新生児の場合、年長児の場合、施設入所児である場合に分けて作成し、関係機関向けの研修等の資料として提供している。 ・養子縁組あっせん事業に関する業務の外部委託は行っていない。	
	☐ 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。				
	☐ 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得よう努めている。				
	☐ 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
17	Ⅲ-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	生みの親に対しての面談が適切に行われている。対象が広域にわたり遠隔地等対面が難しい状況についてはオンライン面談が必ず行われ、その際に関係機関よりの情報も踏まえ、実父やキーパーソンとなりうる親族との面談も状況に応じて行われ、家族背景や経済的状況・精神的な課題などを踏まえたアセスメント、養育に対する情報提供が資格を有するケースワーカーによって行われている。	
	☐ 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項				
	☐ 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。				
	☐ 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。				
	☐ 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。				
18	Ⅲ-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	関係機関等との連携の上、公的支援活用などの選択肢も提示しながら実親の養育可能性についての説明が行われている。その際には、可能性の提示が意思決定に対しての必要以上の自己養育の強制に寄らないよう、家庭状況等のアセスメントを念頭に置いた配慮が行われている。また、養親希望者に対しても縁組のプロセスが丁寧に説明され、実親の成立前の翻意の可能性についても伝えられている。	
	☐ 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)				
	☐ 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。				
	☐ 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。				
	☐ 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。				
	☐ 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。				
19	Ⅲ-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	生みの親には特別養子縁組までの手順を業務方法書に沿って丁寧に知らされている。その中でも、出産前より可能な限り面談等のコミュニケーションを頻繁に行うことが明示され、かつ、出産後72時間以上の熟考期間を設けることなどが行われている。養親希望者の子どもとの面会についても、その後の実親同意書面が得られた後となる。	
	☐ 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項				
	☐ 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。				
	☐ 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。				
	☐ 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。				
	☐ 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。				
	☐ 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
20	III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	実親には業務方法書に沿った（特別養子縁組の流れ）で丁寧に伝えられ、養親については「ベアホープが求める養親さんの要件」を始まりとし、資料、無料説明会、研修等を通して、丁寧な説明が行われている。	
	☐ 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。				
	☐ 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。				
21	III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	養親希望者研修 書類作成（パーソナル情報・同意書）をもとに、夫婦面談、家庭訪問を実施する中で、養親希望者の状況（生育歴、里親歴、経済面、健康面、同居者、犯罪歴等）についてや不妊治療の有無など、詳細な聞き取りが行われている。また、必要に応じて個別研修にも対応しており、登録に向けた丁寧な取り組みが見られる。	
	☐ 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。				
	☐ 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行っている。				
22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	ケースワーカー全員が医療職、心理職等の有資格者が配置されており、高い専門性が担保されている。また、ケース会議が必ず実施され、児童の最善の利益を損なわないための確認がなされる取り組みとなっている。	
	☐ 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。				
	☐ アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。				
23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	ハーグ国際養子縁組国際条約のを遵守の必要等を理解した上での運営を行なっているが、国内委託優先の原則が遵守されている。	
	☐ 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項				
24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	ハーグ国際養子縁組国際条約のを遵守の必要等を理解した上での運営を行なっているが、国内委託優先の原則が遵守されている。また、海外へ引越しを行った際には、支援の継続が行われている。	
	☐ 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。				
	☐ 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。				
25	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	退院日より養親宅へつながる様調整を行うが、それが難しく必要が認められる場合は児童相談所等の関係機関と連携し、入院期間の延長、乳児院の活用が業務方法書に明示され行われている。	
	☐ あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。				
	☐ あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。				
	☐ あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。				
	☐ 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
26	Ⅲ-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	「特別養子縁組を前提とする児童養育宣誓書」「同意書」により、特別縁組前の養育についても安全に行われる手続きが行われており、関係機関の家庭訪問やベアホープの家庭訪問やサポートが得られる体制になっている。	
	☐ 児童を3か月以上（乳児は1か月以上）同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。				
	☐ 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。				
	☐ 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。				
	☐ 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。				
27	Ⅲ-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	「特別養子縁組を前提とする児童養育宣誓書」「同意書」により、特別縁組前の養育についても安全に行われる手続きが行われており、関係機関の家庭訪問やベアホープの家庭訪問やサポートが得られる体制になっている。	
	☐ 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。				
	☐ 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。				
	☐ 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。				
	☐ 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。				
28	Ⅲ-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	家庭裁判所への申し立て手続きについて、書類の作成等について適切に支援が行われている。	
	☐ 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。				
29	Ⅲ-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	関係機関（児童相談所等）との連携に上、一時保護の依頼などサポートと心理職による養親の精神的サポートを行う体制がある。	
	☐ 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。				
	☐ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。				
	☐ 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項				
30	Ⅲ-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	関係機関との協働の上、不調に係るアセスメントを行うとともに、養親候補者に対する心理職によるフォローアップ面談を実施を行うが、実親翻意の場合には児童相談所等との連携を行い、状況によっては子どもの安全のための通告を行う検討がなされている。現状としては、養親子の不調ケースは見られていない。	
	☐ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。				
	☐ 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんして優先するなどは行っていない。				
	☐ 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。				
	☐ 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にを行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
31	III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・毎年、養子の誕生月に養親から養育の状況について報告を受け、社会福祉士や助産師・保健師、心理職等の相談員がそれぞれの専門分野から必要な助言や情報提供を行っている。そうした支援は養子が16歳になるまで継続している。 ・障害のある養子が居住地の移転にもなって継続的に療育サービスを受けられるよう、養親に対して相談員が行政手続きに関する助言を行ったことで、シームレスな支援が実現した事例があった。	
	☐ 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
	☐ 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。				
	☐ 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。				
	☐ 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。				
32	III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・養育に関わる生活・病気、真実告知など多岐にわたる研修やワークショップが行われ、個別の相談会も実施されている。LINEグループを形成しての情報提供や育児支援プログラムの実施など、養親家庭への手厚い支援が行われ、養親の実子に対する心理職のアセスメントや養親の祖父母に対する研修などの先駆的な取り組みも見られる。 ・子どもの権利条約に沿って養子の出自を知る権利が守られるために、乳児期のうちから年齢に応じた真実告知を養親が常日頃から心掛けることの大切さを説いている。	
	☐ 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。				
	☐ 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。				
	☐ 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。				
	☐ 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。 ☐ 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。				
33	III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	生みの親からの求めに応じる形で支援（メール、電話、オンライン面談等）を行っている。また、希望があれば、子どもの成長の写真やメッセージのやり取りの他、家庭裁判所への同行、喪失感からの回復に向けた支援等を行う体制を整えている。しかし、生みの親の状況によっては、継続的・積極的支援が難しい場合も少なくないのが実情である。	
	☐ 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
	☐ 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。				
	☐ 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。				
	☐ 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 ☐ 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。				
34	III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。	a	訪問調査での職員に対するヒアリング及びその根拠となる資料の提示により、評価項目の事項が適切になされていることが確認できた。	・業務方法書には、養子縁組の成立前の実親への対応、養親希望者への対応をはじめ、縁組成立後の相談支援等について、必要な手順と方法がわかりやすく記載されている。 ・それとは別に個別状況に対するマニュアルや、ケースワーカーとして行うべき養子縁組あっせん・相談支援の詳細なチェックリストが作成され、職員や個別事例により支援の質が異ならないようにしている。 ・新任のケースワーカーは、OJTの中で業務に必要な能力を着実に習得できるよう、行程毎に業務を細分化した表に実施日を記入して、習得度合いを確認している。 ・ケースワーカーは全員、社会福祉士、保健師、公認心理師等の専門職で構成され、それらが講師役となって行う全職員対象の内部研修が、月2回以上行い、支援の質の均質・向上を目指している。 ・ホームページにおいて、妊娠・子育てにお困りの方、および養親になることを考えているご夫婦へと題したページを設けて、それぞれの体験談と共に、具体的な困りごととその対応、養子縁組に至るプロセス、よくある質問が掲載されている。	
	☐ 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。				
	☐ 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。				
	☐ 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。				
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための施策を講じている。				
	☐ 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。 ☐ 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
35	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	評価項目の事項が概ね適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリングおよび記録等の閲覧により確認できたものの、一部に改善の余地が認められた。	・昨年度末の職員全体ミーティングで、業務方法書の見直しについて検討が行われ、一部が更新された。実際の業務は、業務方法書及び詳細な業務マニュアルに基づいて行われている。	当機関は、今年度の重点課題の一つとして、蓄積されたノウハウを見える化し伝承することを掲げている。業務方法書の見直しに関して、業務マニュアルとの整合性等の観点から、職員全体ミーティング等において定期的に見直すことをルール化することが望まれる。業務方法書の中に見直しの時期や方法等に関する規定を加えることも一つの方法かと思われる。また、業務方法書の内容の変更があった場合は、法令に基づき、遅滞なく東京都の所管部署に届け出を行うことが望まれる。
	☐ 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。				
	☐ 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。				
36	III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・養親を希望する夫婦は、動画(1日)で特別養子縁組に関する基本的な事項等を学んだ後、2日間の会場研修を経て、養親登録審査に進む。 ・書類審査を通過すると、オンラインによる面談が午前中は夫婦別々に、午後は一緒に各3時間行われる。この面談は、予め決めている共通の内容の質問に加えて、個別の状況に応じた質問を行う半構造化面接の手法を用いて行われる。ヒアリングの内容は逐語録で記録し、社会福祉士、保健師、公認心理師等の専門職で構成されるケース会議で検討される。その際、養親候補者の成長が可能な領域を判断するための法人独自のチェックリストを用いて、さまざまな観点から養親候補者の適性を評価・判断している。	
	☐ 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。				
	☐ 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。				
	☐ 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。 ☐ 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。				
37	III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・養親を希望する夫婦は、まず10講義から構成される動画(1日)で特別養子縁組に関する基本的な事項等を学んだ後、課題とチェックリストを提出して、学びが確認される。 ・次に2日間の会場研修では、まず社会的養護下にある子どもへの理解や子どもの権利条約、児童虐待に関する知識をはじめ、マッチングや情報の取り扱い、特別な配慮を要する子どもの養育等について学ぶ。2日目には、委託児童の行動の特性や実親さんへの理解、委託児童への実実告知の重要性等を学び、養親希望者が、自身の強みと成長が必要な領域を夫婦間で共有できるようにしている。 ・3日間の座学を終えて書類審査が行われた後のオンライン面談を終えると、担当の2人のケースワーカーが養親希望者の家庭を訪問して、家庭環境等を調査する。並行して沐浴等の実習が3日間行われる他、必要に応じて健康改善への取り組みや、家庭の経営管理等の個別研修も行われ、その後、待機家庭として登録される。	
	☐ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。				
	☐ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、実実告知の重要性について理解を促している。				
	☐ 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。 ☐ 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)				
38	III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿は、養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされ、鍵のかかる事務室内の棚に、鍵をかけて保管されている。同時にデータがクラウドに保管され、職員間では、法人から貸与されているパソコンやスマホでビジネスチャット等も適宜利用して、情報を共有している。 ・業務方法書において、実親に関する情報の取り扱いについては、法人の個人情報取り扱い手順書等に則って整備・破棄することと記載され、養子縁組成立に必要な情報以外は、実親の同意なしに養親に伝えないように配慮することとしている。また、養親を希望したものの待機登録の継続を希望しない場合の個人情報記載書類は、希望に応じて破棄または返送することとしている。 ・児童の出自に関する記録を含む帳簿は、結審まではすべての書類を紙ベースとデータで保存し、結審後は、戸籍や裁判に関する書類は2年間は紙ベースで保管し、その後はデータで保管している。	
	☐ 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。 ※法定事項				
	☐ 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。				
	☐ 帳簿の記載内容や表現は適切である。				
	☐ 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。				
	☐ 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。 ☐ 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
39	III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	b	評価項目の事項が概ね適切に実施されていることが訪問調査での職員に対するヒアリングおよび記録等の閲覧により確認できたものの、一部に改善の余地が認められた。	不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、クラウド上のデータは、2か所に分けて保存している。	養親希望者及び生みの親に対して、事業取り消し時または事業廃止時の記録の引継ぎの可能性について、事前の説明が確実に行われるための仕組みの整備が期待される。
	☐ 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。 ☐ 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。				
40	III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・実親からの相談に対しては、子どもを育てる選択肢として、家族の協力を得て自ら育てる、公的支援を得て育てる、一時的に施設に預ける、養親に託すがあることを説明している。その上で、養子縁組を希望する場合は、出産までの手続き、出産後の養子縁組の手続きについて書面を用いて説明し、承諾を得ている。その書面には、当法人の7つの基本方針も記載され、その中で子どもが自分の出自について知る権利を守ることを明記している。 ・個人情報の取り扱いについては、法人で定めた文書に基づいて取り扱っている。 ・月1回専門職が持ち回りで行っている内部研修の中で、行政書士、社会保険労務士の資格を持つ職員が、全職員に対してセキュリティ対策講座を行っている。	
	☐ 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供することがあることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。 ☐ 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。 ☐ 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。 ☐ 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
41	III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・個人情報に関する保護方針が法人のホームページで公表され、その中で苦情解決に関する基本方針が示されている。実親や相談者が法人と速やかに電話連絡ができるようにするため、苦情は専用フォームで受け付けている。 ・通常、実親や養親(希望者)からの要望は、SNSで入ってくる。SNSでのやり取りに関しても、ご送信がないよう運用の手順を定め、内容については、全職員参加のケース会議で共有している。	
	☐ 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 ☐ 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。				
42	III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・どのような状況・状態にある当事者も愛の対象であるという理念の下、実親・養親希望者と信頼関係を構築するよう、内部研修の実施等を通して努めている。常に実親・養親希望者の意思を尊重し、職員は伴走者に徹する姿勢で職務に当たっている。 ・SNSで気軽に相談できるほか、「頑張れベアーズ」、「ベアベア」、「育児支援講座」等の学びや交流の場を通して、養親同士のつながりも持ちながら、気軽に意見や相談のできる関係を作り、子どもが16歳になるまでフォローアップすることになっている。	
	☐ 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。 ☐ 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。 ☐ アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。				
43	III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・相談や意見、苦情等を受け付けた際の記録の方法や手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備し、記録はすべて電子データとしてクラウドで保存し、職員間で共有している。 ・相談等への対応は、常に2人組で行うこととし、いつでもどこでも組織的な対応ができるよう、貸与パソコンとスマホを常時携帯して、迅速に対応している。 ・養親希望者に向けては、まずはじめに法人が求める9つの要件を示し、それらを理解・承諾した夫婦が、その先に用意されている研修に進める。養子縁組に至る段階に応じて養親希望者の状況を確認し、思いや要望を丁寧に聞き取った内容を、養子縁組に関するアメリカの論文を基に法人が作成した客観的な指標に基づいてチェックして、養親候補者の強みと成長可能な領域を判定している。 ・実親に対しては、相談の開始時に、ベアホープの基本方針の一つとして「縁組三者の思いと願いを丁寧につなぐ」を掲げていることを伝える等して、丁寧に伴走しながら子どもの最善の利益を追求する姿勢を示している。	
	☐ 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。 ☐ 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。 ☐ 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。 ☐ 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。 ☐ 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくするような言動を行っていない。				

No.	評価項目	評価 ランク	評価の理由	特に良いと思われる点	特に改善が望まれる点
	評価の着眼点				
44	III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。	・養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、リスクマネジメントマニュアルを整備して体制を構築し、事故防止に努めている。 ・ヒヤリハット、および、養育中の事故については、発生時の報告・連絡ルートをフローチャートで示している。 ・ケースワーカーが持ち歩くパソコンの社外での使用については、画面にのぞき見防止シートを装着し、他者に情報が漏れないような場所を選ぶ、荷物は決して預けない、自宅の場合は、家族のいる部屋で作業をしない、等を徹底している。 ・緊急時における関係機関との連絡・協力体制については、長期休暇前にケース毎に確認することとしている。	
	☐ 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。				
	☐ 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。				